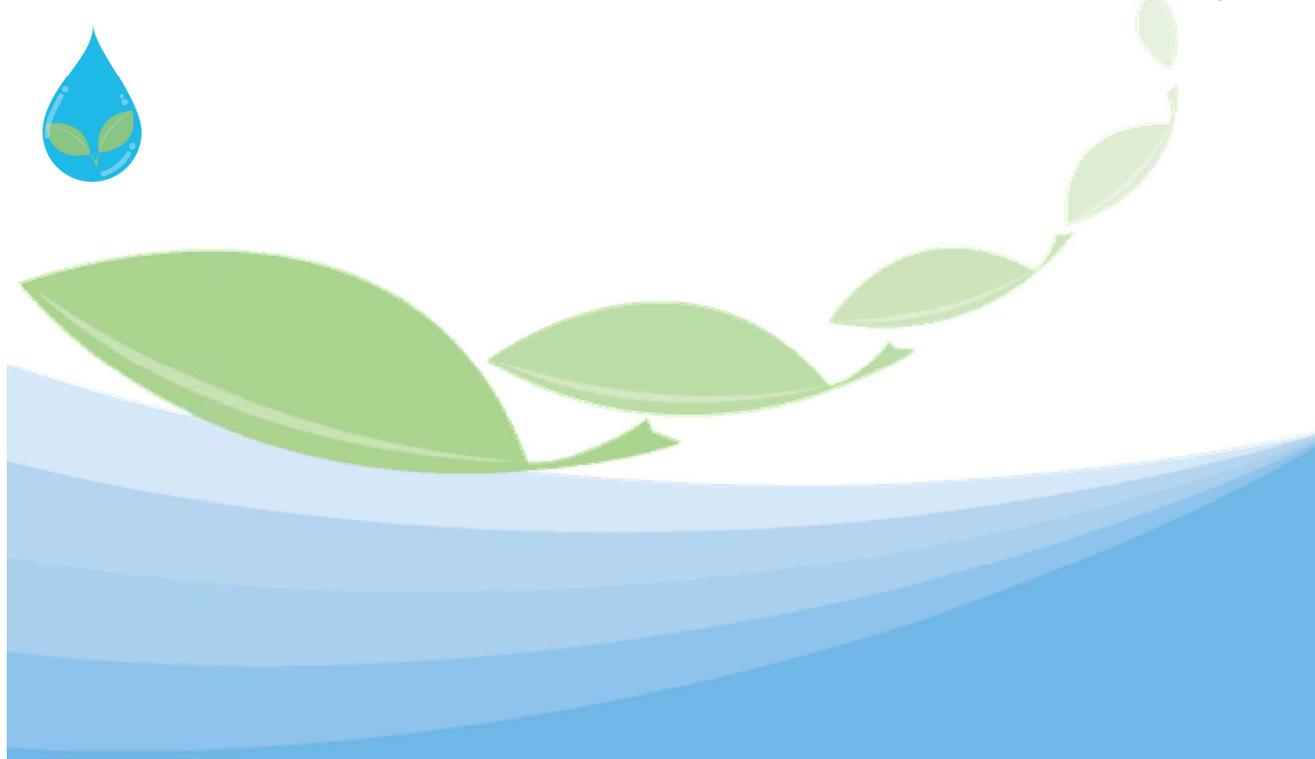


# 令和8年度 水道水質検査計画



袋田浄水場



# 東根市上下水道部上下水道課

## 目次

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2. 水道事業の概要・・・・・・・・・・・・ P2 ～ P4
3. 原水及び浄水の水質状況・・・・・・・・ P5
4. 検査地点位置図・・・・・・・・・・・・ P6  
採水地点、検査項目、検査頻度・・・・ P6 ～ P11
5. 水質検査方法・・・・・・・・・・・・・・ P11
6. 臨時の水質検査・・・・・・・・・・・・ P11
7. 水質検査の委託・・・・・・・・・・・・ P11
8. 水質検査計画及び検査結果の公表方法・・ P12
9. その他の留意事項・・・・・・・・・・・・ P12

「KIRARA」

「MIZUTARO」



東根市水道キャラクター

# 令和8年度 水質検査計画

## はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠なものです。

水質検査計画は、水源から家庭の蛇口に至るまで適正な水質管理を行うために、水道法令等に基づき、水質検査地点、検査項目、検査頻度などを定めたものです。水質検査がどのように行われているかについて、需要者に広く知っていただくため、毎年度、開始前に策定し公表することが義務づけられています。これまでの水質検査計画や検査結果を踏まえ、令和8年度の水質検査計画を策定しました。

## 1. 基本方針

お客さまに安全で良質な水道水をお届けするために、水道法令に基づき次の内容で水質検査を行います。

### (1) 検査地点

検査地点（採水場所）は、浄水場等の給水区域、配水系統等を考慮して、市内全域に設定しています。

又、水源（原水）についても水質状況を確認するため水質試験を行います。

浄水：水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）及び配水管末、配水施設出口とします。

原水：水源取水井とします。

1. 袋田水源
  2. 前河原水源（No.1 浅井戸及びNo.2 浅井戸）
- （計3箇所）

### (2) 検査項目及び頻度

#### ① 法令で義務付けられている検査

##### 【浄水】

・水質基準項目全52項目の検査について、袋田・前河原水系は年4回、県企業局村山広域水系は年1回実施します。水質基準項目のうち省略できない項目（9項目）及び臭気物質（2項目）を毎月、その他省略できない項目（12項目）を年4回実施します。

・毎日検査することが法令（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）で義務付けられている3項目（色、濁り、消毒の効果）の検査は、給水栓（お客様の蛇口）の水道水を対象として、市内14箇所で行います。

#### ② 検査することが望ましいとされる検査

##### 【浄水】

・水質管理目標設定項目（目12、15を除く24項目）を年1回実施します。  
・その他、水質管理上必要と思われる項目を実施します。

##### 【原水】

・適正な浄水処理を行うため、水質基準項目（基22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、49を除く40項目）を年1回実施します。

・水質管理目標設定項目（目10、12、13、14、15、16を除く20項目）を年1回実施します。  
・PFOS及びPFOA（基20）については、年4回実施します。  
・農薬類（目15）については、115項目を年1回実施します。  
・原虫類の対策指針により指標菌の検査を毎月、有無を確認する検査を年4回実施します。  
・その他、水質管理上必要と思われる項目を実施します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況（令和7年3月31日現在）

区 分	内 容
給水区域	東根市全域、天童市向原地区 河北町山王地区
給水区域内戸数	18,945 戸
給水戸数	18,881 戸
普及率	99.7%
給水区域内人口	47,610 人
給水人口	47,527 人
普及率	99.8%
日平均配水量	15,009 m <sup>3</sup>
日平均給水量	12,630 m <sup>3</sup>



### (2) 水源の名称及び種別

水 源 名	所 在 地	原水の種類	
袋田・前河原水系	袋田水源	東根市大字藤助新田字袋田 806 番地の 23	浅層地下水
	前河原水源	東根市大字藤助新田字前河原 1434 番地の 1437	浅層地下水

### (3) 浄水場の名称及び浄水処理方法

浄 水 場 名	所 在 地	水 源	処 理 方 法
袋田浄水場	東根市大字野田字シタ 1078 番地の 121	袋田水源	前塩素処理 エアレーション 活性炭処理 後塩素処理
		前河原水源	前塩素処理 エアレーション 活性炭処理 除鉄・除マンガン処理 後塩素処理

#### 【袋田浄水場】



東根市上水道  
袋田浄水場



エアレーション設備



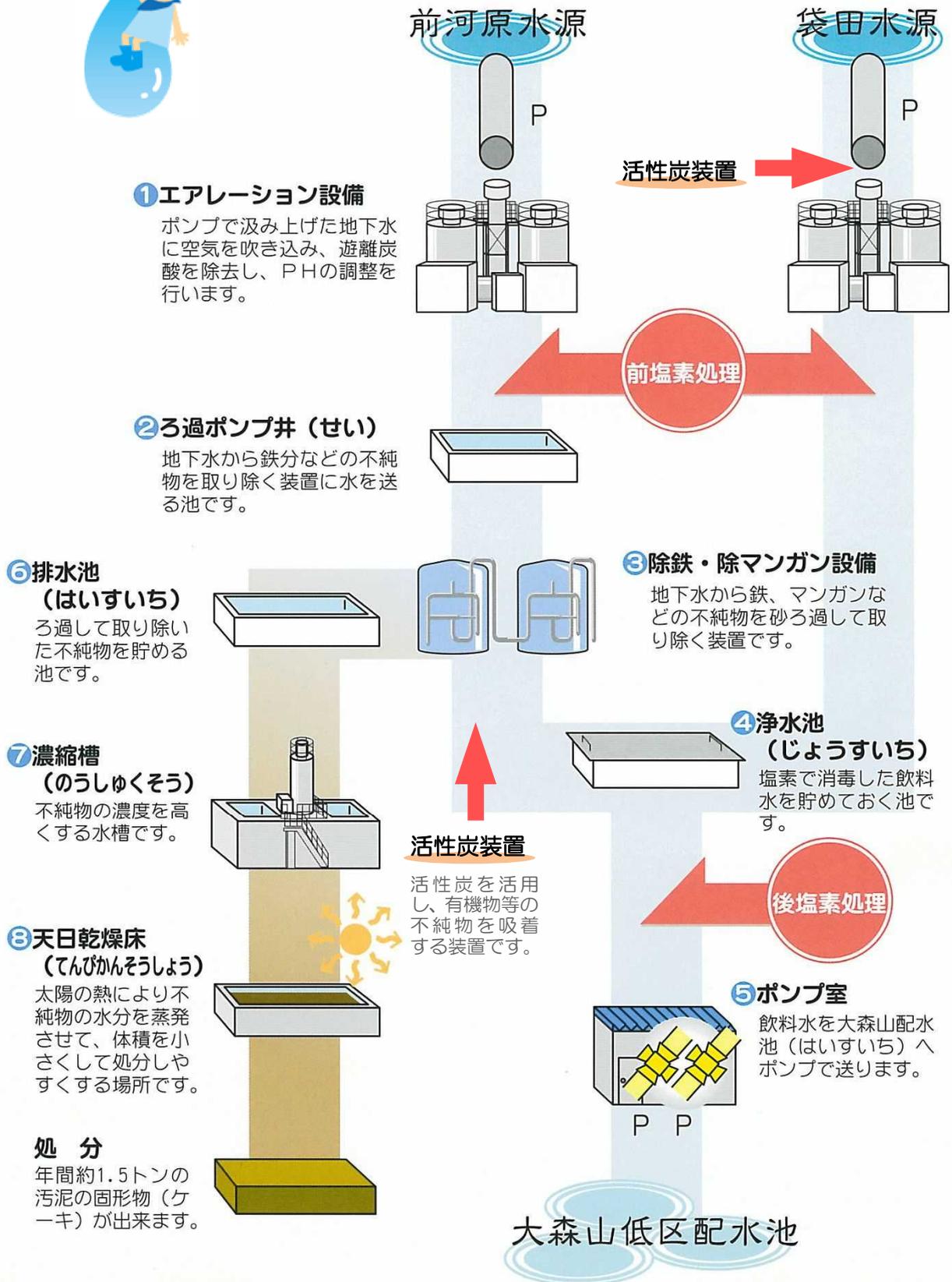
除鉄・除マンガン処理設備

# 袋田浄水場の7ローシート

## 水の流れ図



地下水は、きれいですが飲むためには2〜3種類の不純物を取り除かなければなりません。



(4) 配水池の名称及び概要

袋田・前河原水系

名 称	所 在 地	配水容量	池数
大森山高区配水池	東根市大字東根元原方字大森南 2000 番地	1,650.00 m <sup>3</sup>	2 池
大森山低区配水池	東根市大字東根元原方字大森南 546 番地の 1	4,500.00 m <sup>3</sup>	2 池

県企業局村山広域水道

名 称	所 在 地	配水容量	池数
神町PCタンク	東根市大字若木 9091 番地の 484	4,600.00 m <sup>3</sup>	2 池
神町配水場	東根市大字若木 9091 番地の 484	487.00 m <sup>3</sup>	2 池
東部高区配水池	東根市大字関山字上山 3192 番地	338.00 m <sup>3</sup>	2 池
東部中区配水池	東根市大字関山字上山 3192 番地	708.00 m <sup>3</sup>	3 池
東部低区配水池	東根市大字大江新田字平林 48 番地の 7	460.00 m <sup>3</sup>	2 池
入高区配水池	東根市大字泉郷元後沢字石名坂 668 番地外	66.15 m <sup>3</sup>	2 池
入低区配水池	東根市大字泉郷元後沢字大撫下 31	80.87 m <sup>3</sup>	2 池
高岡中継ポンプ場	東根市大字大江新田字高岡 5 3 - 1	4.00 m <sup>3</sup>	2 池
横台中継ポンプ場	東根市大字猪野沢字横台 45 番 10	20.00 m <sup>3</sup>	2 池
平配水池	東根市大字沼沢字平 667 番地の 1	80.00 m <sup>3</sup>	2 池
木戸口ポンプ場	東根市大字猪野沢字木戸口道北 602 番地 3	100.00 m <sup>3</sup>	2 池
岩崎ポンプ場	東根市大字猪野沢 873-4	80.00 m <sup>3</sup>	2 池
岩崎配水池	東根市大字猪野沢字炭の平山 2022-9	40.00 m <sup>3</sup>	1 池



高岡中継ポンプ場



入高区配水池



### 3. 原水及び浄水の水質状況

各水源並びに浄水の水質状況は以下のとおりです。

#### (1) 原水の状況

水 源 名		原水が汚染される可能性がある要因	水質管理上注目すべき項目
袋田・前河原水系	袋田水源	水源付近の耕作地帯への農薬散布 上流域における工業団地立地に伴う有機溶剤による地下水汚染	農薬類 トリクロエチレン テトラクロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン PFOS 及び PFOA
	前河原水源	地形、地質に起因する鉄・マンガン 水源付近の耕作地帯への農薬散布 上流域における工業団地立地に伴う有機剤等による地下水汚染	鉄 マンガン 農薬類 トリクロエチレン テトラクロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン PFOS 及び PFOA

#### (2) 浄水の状況

浄水場の名称	浄水の状況	水質管理上の問題点 または留意事項	水質管理上 注意すべき項目
袋田浄水場	有機物が少なく水質も 年間を通じ安定 水温変動が少ない	濁度上昇時の適正な運転管理 ろ過水濁度の管理	濁度 残留塩素濃度 PFOS 及び PFOA



#### 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

採水地点は、供給される水道水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定しています。検査項目及び検査頻度は、法令で定める基本頻度に準じて行なうこととします。

##### (1) [東根市定期水質検査採水箇所]

- ① 袋田・前河原水系【浄水】 大森山高区配水系 [東根学童保育所] (本丸南地区 給水栓)
- ② 袋田・前河原水系【浄水】 大森山低区配水系 [小田島公民館] (小田島地区 給水栓)
- ③ 袋田水源【原水】 袋田浄水場 (入口)
- ④ 前河原水源【原水】 前河原水源地 No.1 浅井戸 (出口)
- ⑤ 前河原水源【原水】 前河原水源地 No.2 浅井戸 (出口)
- ⑥ 県企業局村山広域水系【浄水】 神町配水系 [大富公民館] (大富地区 給水栓)
- ⑦ 県企業局村山広域水系【浄水】 東部低区配水系 [東郷公民館] (野川地区 給水栓)
- ⑧ 県企業局村山広域水系【浄水】 入低区配水系 (配水管 管末)
- ⑨ 県企業局村山広域水系【浄水】 横台中継ポンプ場 (出口)

##### (2) 検査項目および検査頻度【浄水】

検査名称	略称	対象採水地点	頻度
全項目検査 52 項目	全 52	①、②、⑥、⑦、⑧、⑨	4 回/年 ①、② (4、7、10、1月) 1 回/年 ⑥、⑦、⑧、⑨ (7月)
省略不可 21 項目	省不 21	⑥、⑦、⑧、⑨	4 回/年 (4、7、10、1月)
省略不可 9 項目	省不 9	①、②、⑥、⑦、⑧、⑨	毎月
・アンモニア態窒素 ・侵食性遊離炭酸	A	①、②	1 回/年 (10月)
・ジェオスミン ・2-メチルイソボルネオール	G	①、②、⑥、⑦、⑧、⑨	毎月
・ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	P	⑥、⑦、⑧、⑨	4 回/年 (4、7、10、1月)
水質管理目標設定項目 (目 12、目 15 を除く)	目標設定	①、②、③、④、⑤	1 回/年 (9月)

##### (3) 毎日検査項目 (法令で検査が義務づけられている項目)

各配水系で 1 地点以上を設定し、計 14 箇所で行います。検査項目については色、濁り、残留効果の 3 項目で、1 日 1 回以上の検査を行います。

検査項目	基準値 (mg/ℓ)	検査頻度
1 色	異常でないこと	1 回/日以上
2 濁り	異常でないこと	1 回/日以上
3 消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 以上	1 回/日以上



検査箇所：各配水系で計 14 箇所

表 4-1 基準項目の検査頻度【水質基準項目】

検査頻度 (回/年)

項目	水質基準項目	浄水						原水			備考
		①	②	⑥	⑦	⑧	⑨	③	④	⑤	
基 1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	1	1	1	病原生物
基 2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
基 3	カドミウム及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	金属類
基 4	水銀及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 5	セレン及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 6	鉛及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 7	ヒ素及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 8	六価クロム化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 9	亜硝酸態窒素	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4	4	1	1	1	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 12	フッ素及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 13	ホウ素及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 14	四塩化炭素	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 15	1,4-ジオキサン	4	4	1	1	1	1	1	1	1	有機物
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 17	ジクロロメタン	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 18	テトラクロロエチレン	4	4	1	1	1	1	4	4	4	
基 19	トリクロロエチレン	4	4	1	1	1	1	4	4	4	
基 20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 21	ベンゼン	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 22	塩素酸	4	4	4	4	4	4	0	0	0	消毒副生成物
基 23	クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 24	クロロホルム	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 25	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 26	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 27	臭素酸	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 28	総トリハロメタン	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 29	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 30	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 31	ブロモホルム	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 32	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4	4	0	0	0	
基 33	亜鉛及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	金属類
基 34	アルミニウム及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 35	鉄及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 36	銅及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 37	ナトリウム及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 38	マンガン及びその化合物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	1	1	1	無機物
基 40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 41	蒸発残留物	4	4	1	1	1	1	1	1	1	その他
基 42	陰イオン界面活性剤	4	4	1	1	1	1	1	1	1	有機物
基 43	ジェオスミン	12	12	12	12	12	12	1	1	1	
基 44	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12	12	12	1	1	1	
基 45	非イオン界面活性剤	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 46	フェノール類	4	4	1	1	1	1	1	1	1	
基 47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	1	1	1	その他
基 48	pH値	12	12	12	12	12	12	1	1	1	
基 49	味	12	12	12	12	12	12	0	0	0	
基 50	臭気	12	12	12	12	12	12	1	1	1	
基 51	色度	12	12	12	12	12	12	1	1	1	
基 52	濁度	12	12	12	12	12	12	1	1	1	

(4) 独自検査項目

検査名称	略称	検査項目	基準値等 (mg/ℓ)
トリクロエチレン等3成分	トリクロ3	トリクロエチレン	0.01以下
		テトラクロエチレン	0.01以下
		1,1,1-トリクロエタン	0.3以下
クリプトスポリジウム等	クリプト	クリプトスポリジウム	不検出
		ジアルジア	不検出

(5) 検査項目および検査頻度【原水】

検査名称	略称	対象採水地点	頻度
全項目検査40項目 (消毒剤・消毒副生成物を除く)	全40	③、④、⑤	1回/年(7月)
・大腸菌 ・嫌気性芽胞菌	指標菌	③、④、⑤	毎月
・テトラクロエチレン ・トリクロエチレン ・1,1,1-トリクロエタン	トリクロ3	③、④、⑤	4回/年(4、7、10、1月)
・アンモニア態窒素 ・侵食性遊離炭酸	A	③、④、⑤	1回/年(10月)
・クリプトスポリジウム ・ジアルジア	クリプト	③、④、⑤	4回/年(4、7、10、1月)
・ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	P	③、④、⑤	4回/年(4、7、10、1月) ※7月は全項目検査40項目に含む
水質管理目標設定項目 (目10,12,13,14,15,16を除く)	目標設定	③、④、⑤	1回/年(9月)
農薬類115項目	農薬	③、④、⑤	1回/年・箇所(③6月、④8月、⑤10月)

※農薬類の検査項目は表4-3のとおりです。



表 4-2 基準項目の検査頻度 【水質管理目標設定項目】

検査頻度 (回/年)

項目	水質管理目標設定項目	浄水		原水			備考
		①	②	③	④	⑤	
目 1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	1	1	金属類
目 2	ウラン及びその化合物	1	1	1	1	1	
目 3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1	
目 5	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	有機物
目 8	トルエン	1	1	1	1	1	
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1	1	1	
目 10	亜塩素酸	1	1	0	0	0	消毒副生成物
目 12	二酸化塩素	※消毒剤として使用していないため省略					
目 13	ジクロロアセトニトリル	1	1	0	0	0	
目 14	抱水クロラール	1	1	0	0	0	
目 15	農薬類	0	0	1	1	1	農薬類
目 16	残留塩素	1	1	0	0	0	その他
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	味
目 18	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	着色
目 19	遊離炭酸	1	1	1	1	1	味
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	4	4	4	有機物
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1	1	1	
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	有機物指標
目 23	臭気強度 (TON)	1	1	1	1	1	臭気
目 24	蒸発残留物	1	1	1	1	1	無機物
目 25	濁 度	1	1	1	1	1	その他
目 26	p H値	1	1	1	1	1	
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1	1	1	
目 28	従属栄養細菌	1	1	1	1	1	微生物
目 29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	有機物
目 30	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	金属類

※目 4, 6, 11, 31 は水質基準項目に移行したことから、目 7 は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。



表 4-3 基準項目の検査頻度 【農薬類】

項目	農薬名	項目	農薬名	項目	農薬名	項目	農薬名
農 1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	農 31	キノクラミン (ACN)	農 61	チオベンカルブ	農 91	プロチオホス
農 2	2,2-DPA (ダラホソ)	農 32	キャプタン	農 62	テフリルトリオン	農 92	プロピコナゾール
農 3	2,4-D (2,4-PA)	農 33	クミルロン	農 63	テルブカルブ (MBPMC)	農 93	プロピザミド
農 4	E P N	農 34	グリホサート	農 64	トリクロピル	農 94	プロベナゾール
農 5	M C P A	農 35	グルホシネート	農 65	トリクロルホン (DEP)	農 95	プロモブチド
農 6	アシュラム	農 36	クロメブロップ	農 66	トリシクラゾール	農 96	ベノミル
農 7	アセフェート	農 37	クロルニトロフェン (GNP)	農 67	トリフルラリン	農 97	ベンシクロン
農 8	アトラジン	農 38	クロルピリホス	農 68	ナプロバミド	農 98	ベンゾビシクロン
農 9	アニロホス	農 39	クロロタロニル (TPN)	農 69	パラコート	農 99	ベンゾフェナップ
農 10	アミトラズ	農 40	シアナジン	農 70	ピペロホス	農 100	ペンタゾン
農 11	アラクロール	農 41	シアノホス (CYAP)	農 71	ピラクロニル	農 101	ペンディメタリン
農 12	イソキサチオン	農 42	ジウロン (DCMU)	農 72	ピラゾキシフェン	農 102	ペンフラカルブ
農 13	イソフェンホス	農 43	ジクロベニル (DBN)	農 73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	農 103	ベンフルラリン (ベスラジン)
農 14	イソプロカルブ (MIPC)	農 44	ジクロルボス (DDVP)	農 74	ピリダフェンチオン	農 104	ペンフレセート
農 15	イソプロチオラン (IPT)	農 45	ジクワット	農 75	ピリブチカルブ	農 105	ホスチアゼート
農 16	イブフェンカルバゾン	農 46	ジスルホトン (イフルホト)	農 76	ピロキロン	農 106	マラチオン (マソソ)
農 17	イプロベンホス (IBP)	農 47	ジチオカルバメート系農薬	農 77	フィブロニル	農 107	メコブロップ (MCP)
農 18	イミノクタジン	農 48	ジチオビル	農 78	フェニトロチオン (MEP)	農 108	メソミル
農 19	インダノファン	農 49	シハロホップブチル	農 79	フェノブカルブ (BPMC)	農 109	メタラキシル
農 20	エスプロカルブ	農 50	シマジン (CAT)	農 80	フェリムゾン	農 110	メチダチオン (DMTP)
農 21	エトフェンブロックス	農 51	ジメタメトリン	農 81	フェンチオン (MPP)	農 111	メトミノストロピン
農 22	エンドスルファン (ベソソビソ)	農 52	ジメトエート	農 82	フェントエート (PAP)	農 112	メトリブジン
農 23	オキサジクロメホン	農 53	シメトリン	農 83	フェントラザミド	農 113	メフェナセット
農 24	オキシシン銅 (有機銅)	農 54	ダイアジノン	農 84	フサライド	農 114	メプロニル
農 25	オリサストロピン	農 55	ダイムロン	農 85	ブタクロール	農 115	モリネート
農 26	カズサホス	農 56	ダゾメット、メタム (カハム) 及びメチルイソチオシアネート	農 86	ブタミホス		
農 27	カフェンストロール	農 57	チアジニル	農 87	ブプロフェジン		
農 28	カルタップ	農 58	チウラム	農 88	フルアジナム		
農 29	カルバリル (NAC)	農 59	チオジカルブ	農 89	プレチラクロール		
農 30	カルボフラン	農 60	チオファネートメチル	農 90	プロシミドン		

※農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストにある 115 項目全てについて検査を実施します。



## (6) 放射性物質項目と検査頻度

厚生労働省が定める「水道水中の放射性物質のモニタリング方針」により、放射性物質の検査を行います。検査結果については、東根市のホームページ上で結果がまとまり次第随時公表します。

東根市ホームページ (<http://www.city.higashine.yamagata.jp>)

→「各課一覧」→「上下水道課」→「上水道について」→「4 水質の管理」→「放射性物質検査について」を選択してください。→ 放射性物質検査結果

浄水場	水源種別	検査対象	検査頻度	項目
袋田浄水場	地下水（浅井戸）	浄水	年4回	ヨウ素-131 セシウム-134 セシウム-137

## 5. 水質検査方法

水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づき検査します。

また、水質管理目標設定項目等については、「水質管理目標設定項目の検査方法」及び「上水試験方法（日本水道協会）」に基づき検査します。

## 6. 臨時の水質検査

臨時に行なう水質検査は、次のような場合です。

- ① 定期検査により水質異常が判明したとき。
- ② 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ③ 水源に異常があったとき。
- ④ 水源付近、給水区域及びその周辺において水系感染症が流行しているとき。
- ⑤ 浄水処理工程に異常があったとき。
- ⑥ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑦ 天災発生により水道施設が被害を受け、水道水質に影響を及ぼしたとき。
- ⑧ 耐震緊急貯水槽の水質を確認するとき。
- ⑨ その他、特に必要があると認められるとき。

なお、検査は状況により適切に実施します。



## 7. 水質検査の委託

水質検査は、下記の①～③を満たしている機関に委託します。

- ① 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録機関で、水質検査を行う区域が山形県であることが同法第20条の4第2項に規定する水質検査登録簿に記載のある水質検査機関。
- ② 東根市において入札指名参加資格を有する水質検査機関。
- ③ 早急な対応が必須のため、水質検査を行う事業所が山形県内、又は隣接県に存在する水質検査機関。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

水質検査計画は東根市のホームページ（上下水道課）上で公表します。

また、当該計画に基づき実施した定期水質検査結果のうち、水質基準に係る検査結果は東根市ホームページ（上下水道課）上で結果がまとまり次第随時公表します。

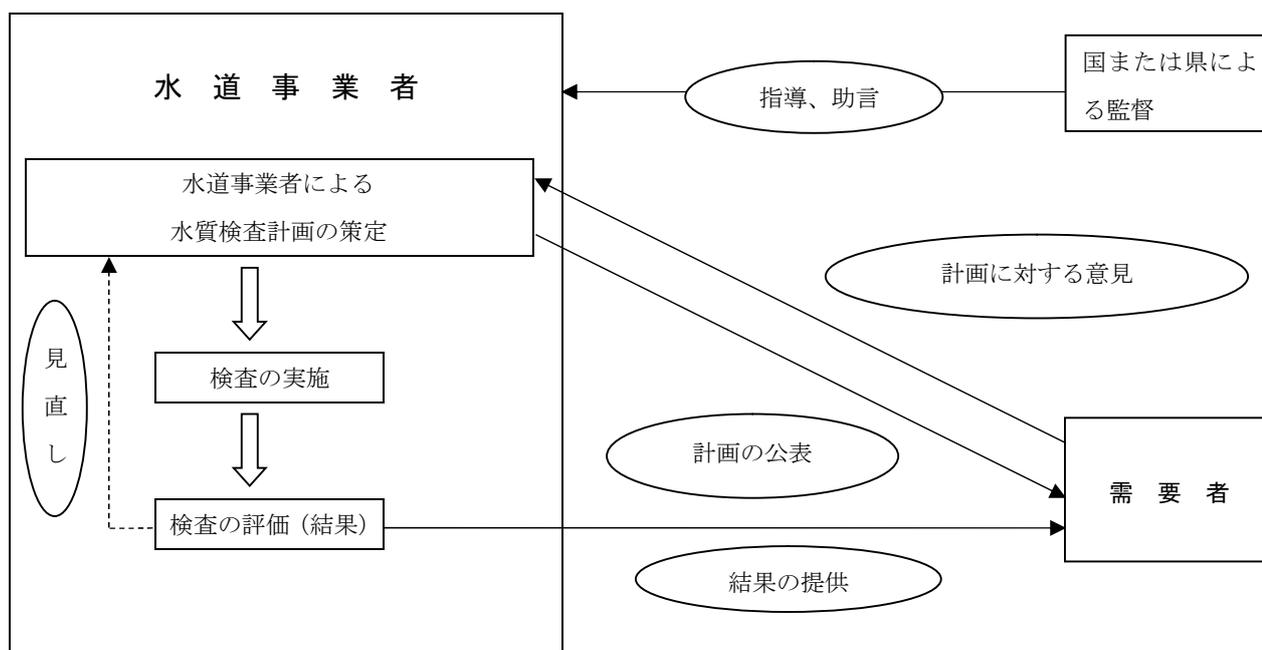
東根市ホームページ (<http://www.city.higashine.yamagata.jp>)

→「各課一覧」→「上下水道課」→「上水道について」→「4 水質の管理」→「水質検査について」→「水質検査結果」を選択してください。→ 水質検査結果

## 9. その他の留意事項

### (1) 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査地点ごとに水質検査結果を適切に評価し、市民（需要者）の意見を取り入れながら水質検査計画の見直しに反映していきます。



### (2) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

水源で水質汚染事故が発生した場合には、汚染原因の究明にあたりとともに関係機関へ所要の連絡を行い、迅速かつ適切な対応に努めます。また、県企業局村山広域水系に異常が発生した場合には、供給事業者である山形県企業局と連携し、早期の復旧に努めます。

～ お問い合わせ先 ～

## 東根市上下水道部上下水道課

〒999-3795

山形県東根市中央一丁目1番1号

TEL (0237) 42-1111 (内線 2556・2557・2558)

FAX (0237) 42-0405

東根市ホームページアドレス

<http://www.city.higashine.yamagata.jp>

